平成２１年（フ）第１９１２号
仙台市青葉区小田原７丁目５番９号　コーポ島崎302
債務者　山口　邦也
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２４号
仙台市青葉区宮町４丁目８番５号
債務者　小野寺　竜
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
福島県伊達市本町17番地
債務者　樋口　光司
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４４８号
山梨県甲府市飯田４丁目11番22号　グリーンハイツ阪本302
債務者　望月　　治
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
長野県松本市大字岡田下岡田61番地３　パルデンスⅠ103、前住所長野県松本市沢村３丁目８番９号　シティハイムれんげそう101
債務者　北山　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３８５号
長野県北安曇郡池田町大字池田2979番地48
債務者　西牧　荘介
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４１号
長野県諏訪郡原村12462番地２、前住所長野県茅野市宮川7296番地196
債務者　藤井　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１６１号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋3860番地３
債務者　清家　克己
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３０５０号
愛知県清須市清洲１丁目18番地１　第三服部ビル201、住民票上の住所愛知県一宮市森本５丁目22番14号　スカイヒルズ203号
債務者　廣　　純江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９８号
名古屋市中川区葉池町２丁目８番地　クレール葉池202号
債務者　日比野千枝子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８５号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘４棟706号
債務者　千葉　文男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８６号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘４棟706号
債務者　千葉ミエ子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５３２号
愛知県愛西市日置町本郷171番地
債務者　加地信次郎
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３１１号
広島市安佐南区緑井１丁目28番９－３号、申立時の住所広島市安佐南区高取北１丁目３－30
債務者　堤　　健幸
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０１号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目10番５号
債務者　瀬尾　伸寛
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０２号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目10番５号
債務者　瀬尾　初恵
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００６号
広島市安佐南区大塚西６丁目11番３－704号
債務者　新澤　英規
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部